

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に 向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

I 安心・安全の強化に向けた 提案・要望

■ 感染拡大防止と医療提供体制の強化



【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省】

県担当課： 保健医療政策課、医療整備課、医療人材課、
国保医療課、疾病対策課

1 新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備【新規】



【総務省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 感染拡大期における保健師等専門職の実効的かつ継続的な人的支援スキームを早急に構築すること。
- (2) 新たな感染症の発生に備える観点から、感染拡大期を想定した保健師の増員に係る恒常的な財政措置を講じること。
- (3) 新たな感染症の発生に備える観点から、保健所政令市への移行に係る財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い保健所の業務がひっ迫し、本県のみならず首都圏を中心に保健師等の専門職の不足が顕在化している。
- ・ 国は、自治体間での応援派遣のスキームを構築するとともに、大学教員等公衆衛生関係学会・団体に所属する会員を登録した名簿（「人材バンク」）を自治体に提供するなどしている。
- ・ しかし、感染が全国的にまん延した状況下では自治体間での継続的な応援派遣は難しく、また、「人材バンク」についても感染拡大期の保健所の業務ひっ迫に対し本務を持つ大学教員等による支援には頻度や継続性の点で限界がある。
- ・ また、本県では新型コロナウイルス感染症対応の強化のため、感染ピーク時を想定した必要人員として、令和3年度に保健所の保健師を38人増員した。
- ・ 今後も新たな感染症が発生する事態を想定した恒常的な人員体制の強化が必要であり、国も保健所において感染症対応業務に従事する保健師数を1,800人から令和4年度までの2年間で2,700人に増員するために必要な地方財政措置を講じている。
- ・ 一方、令和2年8月に都道府県が国に回答した感染ピーク時の想定に基づく必要人員によれば「入院調整等」「積極的疫学調査」「健康観察」を合わせ全国で9,136人の人員が必要とされており、地方財政措置上の積算と感染拡大期における必要人員との間で開きが生じている。
- ・ さらに、国は保健サービスの一元的な実施の観点から、人口20万人以上の市に対し保健所政令市への移行の検討を求めている。
- ・ しかし、該当する市にとっては保健所の設置等に伴い見込まれる財政負担の大きさが検討を進める上での課題の一つとなっている。

◆参考

○本県の感染症対応における保健所機能強化の取組

項目	取組
保健師等の増員	・令和3年4月1日付け組織・定数改正で保健師を38人増員
	・会計年度任用職員の配置
応援人員の配置	・自宅療養者等の健康観察に係る看護師の配置
	・市町村保健師や専門資格を持つ大学教員等の応援派遣
外部委託等の積極的活用	・クラスター対策専門チーム「COVMAT」の設置
	・専門相談窓口の設置（受診・相談センター、県民サポートセンター）
	・患者搬送に係る運転業務やパルスオキシメーター発送業務等の外部委託

2 基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し【一部新規】



【厚生労働省】

◆提案・要望

一般病床及び療養病床における基準病床数及び将来の病床の必要量（必要病床数）の算定方法について、次の観点から見直しを行うこと。

- (1) 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するため、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床制度とすること。
- (2) 圏域を越えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、算定した病床数の範囲内で、都道府県知事の裁量により一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とできるように、弾力的な制度の運用を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現行の制度では、一般病床及び療養病床における基準病床数及び将来の病床の必要量は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定し、既存病床数が基準病床数を上回る圏域や、許可病床数が必要病床数を上回る圏域では、原則として新たな病床整備を行うことができない。
- ・ 本県においては、人口10万人当たりの一般病床数が全国で最も少ない状況の中で、新型コロナウイルス感染症対応の病床確保に力を注いできた。
- ・ 急性期機能を担う多くの医療機関において、一般病床を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床に転用したことにより、特に感染拡大時においては、救急医療などの一般医療に影響が生じることとなった。
- ・ 多くの人々が世界中を行き来する社会においては、今後も未知なる新興感染症が発生する可能性は高い。
- ・ 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するためには、各医療機関が有する病床数に一定の余力が必要である。
- ・ また、圏域を越えた広域的な高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床であっても、現行の病床制度の例外ではなく、当該医療機関の属する二次医療圏の既存病床として扱われる。
- ・ 広域的な医療を行う医療機関の病床は、圏域を越えた医療を提供するため、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて病床の地域的偏在を是正するという、基準病床制度の趣旨にはなじまない面がある。
- ・ さらに、交通手段、通信手段、情報技術の進歩により、これまでよりも容易に圏域を越えた受診が可能となっている。
- ・ このため、高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備については、必ずしも二次医療圏単位で算定するべきものではなく、都道府県知事による弾力的な運用を可能とする必要がある。

◆参考

○二次医療圏ごとの基準病床数と既存病床数

(単位：床)

二次医療圏	基準病床数 ①	必要病床数 ②	既存病床数 ③	基準－既存 ①－③	必要－既存 ②－③
南部	4,671	5,025	4,459	212	566
南西部	4,604	4,777	4,500	104	277
東部	8,184	8,935	7,734	450	1,201
さいたま	7,566	7,664	7,825	—	—
県央	3,323	3,534	3,196	127	338
川越比企	7,111	7,652	6,786	325	866
西部	7,648	7,951	7,466	182	485
利根	4,284	4,630	4,077	207	553
北部	2,802	3,442	3,604	—	—
秩父	546	600	759	—	—
合計	50,739	54,210	50,406	1,607	3,804

※基準病床数、必要病床数は第7次埼玉県地域保健医療計画、既存病床数は平成29年3月末現在。

3 医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善



【総務省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 地域の実情に応じた医療提供体制の整備や医師確保、質の高い効率的な医療の提供を進めるため、必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 周産期医療・救急医療等について、補助要件や基準額等の見直しを行うこと。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、事業区分間の調整を柔軟に行えるようにするとともに、対象事業を十分に実施できる交付額を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 急速な高齢化が見込まれている本県では、高齢化の進展に合わせて医療ニーズも高まることから、医療を提供する医師、看護師などの医療従事者の確保・定着が大きな課題となっている。
- ・ 特に、産科、小児科、救急などの特定医療分野の医師不足等により、救急医療では、多数の搬送困難事案が発生しており、また周産期医療では新生児集中治療室（NICU）が近年満床状態であるため、母体・新生児搬送の一部を県外医療機関に依存している。
- ・ 国では救急医療や周産期医療などの医療体制を整備するために医師確保対策や運営費、施設・設備整備等を含めた多彩な補助制度を創設している。しかし、本県の重要な事業である救命救急センター運営事業や周産期母子医療センター運営事業等が含まれる医療提供体制推進事業費補助金については、交付額が事業計画額を下回り、事業計画の見直しなどの影響が生じており、補助基準額どおり運営費補助金を交付できないなど医療機関の適正な運営に支障が生じかねない事態となっている。
- ・ ドクターカーは救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で果たす役割が大きく、県内において、24時間365日体制で運用する医療機関があることなどを踏まえ、実態に即したきめ細やかな補助要件の設定が望まれる。
- ・ 地域医療介護総合確保基金（医療分）について、国はハード整備を中心とした事業区分Ⅰ「病床の機能分化・連携」に重点配分を行っており、また、異なる事業区分間での流用は認めていない。本県においては、増加する医療需要に対応するため、事業区分Ⅳ「医療従事者の確保」を活用した事業を充実することが最優先であり、地域の実情に沿った基金活用が可能となる枠組みが望まれる。

4 医学部の新設



【文部科学省、厚生労働省】

◆提案・要望

医師不足に対処するため、医師偏在指標に基づき「医師少数都道府県」に指定された地域や、医学部定員が少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は国が算定した医師偏在指標で44位の「医師少数都道府県」であり、医師不足問題が深刻化している。
- ・ 全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。
- ・ また、本県は医学部定員1人当たりの18歳人口が全国で最も多く、医学部入学の機会均等が崩れている。

◆参考

○医師偏在指標

医師多数都道府県（上位33.3%）		医師少数都道府県（下位33.3%）	
1位	東京都（332.8）	32位	栃木県（215.3）
2位	京都府（314.4）	：	：
3位	福岡県（300.1）	44位	埼玉県（177.1）
：	：	45位	青森県（173.6）
16位	滋賀県（244.8）	46位	岩手県（172.7）
		47位	新潟県（172.7）

※「医師偏在指標」（厚生労働省）（令和2年2月6日版）

○高齢者（75歳以上）人口の増加率（単位：万人）

	2015年の人口	2025年の人口	増加率
埼玉県	77.3	120.9	+56%（1位）
千葉県	70.7	107.2	+52%（2位）
神奈川県	99.3	146.7	+48%（3位）
鹿児島県	26.5	29.5	+11%（45位）
島根県	18.9	20.9	+11%（45位）
山形県	19.0	21.0	+10%（47位）

※「平成30年 日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に埼玉県作成

○埼玉県の医療・介護ニーズの将来推計

入院患者数	2013年：35,811人／日 → 2035年：49,881人／日
在宅医療等の必要量	2013年：46,152人／日 → 2025年：82,372人／日

※「第7次埼玉県地域保健医療計画」より抜粋

○令和2年度医学部定員1人当たりの18歳人口

	18歳人口		18歳人口
埼玉県	504.9人（1位）	高知県	56.7人（45位）
静岡県	292.6人（2位）	石川県	49.3人（46位）
兵庫県	228.1人（3位）	鳥取県	49.2人（47位）

※「平成29年度 学校基本調査」（文部科学省）、「令和2年度 大学医学部入学定員」（文部科学省）を基に埼玉県作成

5 医療保険制度の見直し



【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 市町村の国民健康保険運営協議会において、国保財政の健全化等の議論が十分に実施できるよう、都道府県の納付金等の算定期間を前倒しできるような見直しを検討すること。
- (2) 普通調整交付金制度の見直しに当たっては、都道府県や市町村の意見を踏まえて実施すること。
- (3) 平成28年12月22日の社会保障制度改革推進本部決定を踏まえ、保険者努力支援制度等の円滑な実施に必要な財政措置については、引き続き国の責任において確実に行うこと。
- (4) 収納対策や医療費適正化などに取り組む保険者の取組結果を評価する保険者努力支援制度については、保険者へのインセンティブが効く評価項目の追加や評価方法の見直しを随時行うこと。
- (5) 医療保険制度間の公平を図るため、令和4年度からの実施が検討されている子供に係る均等割保険税軽減措置の導入については、対象年齢の拡大を進めるとともに地方の負担が生じないよう地方財政措置などの財政支援を行うこと。また、低所得者対策の拡充などの被保険者の更なる負担軽減に取り組むこと。
- (6) 安定的な財政運営に向け、子供の医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなどの様々な財政支援策を講じ、財政基盤の強化に取り組むこと。
- (7) 前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うこと。
- (8) 制度改正に対応したシステム改修（導入）支援については、市町村の実情等を踏まえ、事務の効率化や負担の軽減に資するものとし、その費用については全額国が負担すること。
- (9) 将来的には、国の責任の下に、被用者保険も含めた全ての医療保険制度を一元化すること。そのための議論を早期に開始すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国民健康保険には、医療ニーズの高い低所得の高齢者や非正規就業者、無職者が多いといった構造的な問題がある。国保制度改革は構造的な問題の改善に寄与しているものの、こうした問題の解決に向けて、今後も継続して見直しを行う必要がある。
- ・ 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会では、保険税率に関する審議が行われている。県から市町村に対する納付金額や標準保険税率の情報提示が1月以降となるため、条例改正を予定する市町村では十分な審議時間の確保が課題となっている。
- ・ 自治体間の所得調整機能を担う普通調整交付金制度の見直しに当たっては、当事者である都道府県などの意見を確認の上、制度の安定的な運営に資する内容とすべきである。
- ・ 制度改革の前提条件であった公費による財政支援については、保険者努力支援制度等の制度を円滑に運営するために不可欠な財源であることから、その確実な確保が求められる。
- ・ 保険者努力支援制度については、評価項目の追加や評価方法の見直しにより、保険者機能の強化につながる取組の実施に向けた強い動機付けとなるように改善すべきである。
- ・ 国保財政については、構造的な問題もあり、その実情は地域により様々である。各保険者は収支改善に向けて収納対策や医療費適正化に取り組んでいるが、都市部においては保険税の収納率が低い傾向にあり、必要な財源の確保が課題となっている。
- ・ 国保財政の収支改善のためには保険税率の引上げという選択肢もあるが、低所得の高齢者や無職者が多いことから、被保険者にその負担を求めることも限界がある。
- ・ 子供に対する保険税均等割の減額措置を導入するための法案が令和3年通常国会に提出されたが、対象を未就学児に限っており、また、県及び市町村の負担を前提とした制度となっている。
- ・ また、国保被保険者の保険税負担は他の医療保険制度と比べて重いことから、保険税軽減判定所得の引上げによる低所得者対策の拡充など、被保険者負担の軽減に取り組む必要がある。
- ・ 制度改革に伴い投入された公費は国保財政の収支改善には寄与するものの、今後の高齢化に伴う1人当たり医療費の増加への対策としては不十分である。子供の医療費助成に対する減額調整措置の全廃や国定率負担の引上げなど、財政基盤強化に向けた対策の継続的な検討が求められている。
- ・ 前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の概算額については非常に複雑な算定方法により社会保険診療報酬支払基金において国の定める伸び率等に基づき算定され各都道府県に示されるが、当初予算編成に当たって通知される金額と実際に交付される額、納付すべき額として通知される金額に乖離が生じる仕組みになっており、安定的・効率的な財政運営を行うための一つの支障となっている。
- ・ 新制度に対応したシステムの改修（導入）については、効率的な事業運営の観点から、自庁システムの更新に合わせた実施を検討する市町村が多い。また、事務の効率化や負担軽減を求める意見が多いことから、今後実施するシステムの改修等については、市町村のニーズを踏まえた内容、財政支援とすることが求められている。
- ・ 国民健康保険制度の安定的な運営や構造的な問題の解決に向け、医療保険制度間における公平に留意しつつ、被用者保険も含めた全ての医療保険制度の一元化も含め、制度の在り方検討を進めるべきである。

6 後期高齢者医療制度の安定的な運営



【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省】

◆提案・要望

後期高齢者の窓口負担の見直しに当たっては、後期高齢者医療制度に混乱が生じないように周知徹底すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 後期高齢者の窓口負担のあり方について、令和2年12月14日に全世代型社会保障検討会議が最終報告書（方針）をまとめ、令和2年12月15日に閣議決定された。
- ・ 後期高齢者の医療費の一部負担割合を2割に引き上げる対象者について、「課税所得28万円以上及び年収200万円以上（単身の場合、複数世帯は後期高齢者の年収合計320万円以上）」と決定された。
- ・ 施行時期は令和4年度後半（令和4年10月1日から令和5年3月1日までの各月の初日を想定）とされている。
- ・ 長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置が導入される。
- ・ 制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないように、被保険者に対し、国による丁寧な説明を行うとともに、制度に混乱が生じないように高齢者に対し、窓口負担の見直しの必要性や内容を分かりやすく広報する必要がある。

◆参考

○埼玉県における2割負担対象者数について

被保険者数 ①	2割負担 対象者数 ②	3割負担 対象者数 ③	2割・3割 対象者数 ④ (②+③)	被保険者に占める割合		
				2割 ②/①	3割 ③/①	2割+3割 ④/①
95.3万人	23.2万人	7.7万人	30.9万人	24.4%	8.1%	32.5%

※人数、所得及び収入は、令和2年7月時点の後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査に基づくもの

7 指定難病対策の推進



【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 医療費助成の対象となる指定難病は、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高い全ての難病を対象とし拡大に努めること。
- (2) 難病患者である申請者の負担軽減や都道府県の事務負担の軽減を図るため、複雑化している申請・認定等の手続の簡素化を目的に制度の見直しを行うこと。
- (3) 医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、申請者等が加入する保険者に対し個別に照会する必要があるなど、都道府県の負担が膨大なものであることから、受給者証への記載以外の方法を早急に考案し、当該記載を廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）に基づく医療費助成の対象となる指定難病については、これまで随時、対象が拡大されてきたが、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保のため、患者数や客観的な診断基準の有無等の指定要件を満たす全ての疾病が対象となるよう今後も継続的に選定を行うことが必要である。
- ・ 難病法に基づく医療費助成制度は、申請等の手続が複雑であるため、難病患者である申請者の事情に配慮し手続の簡素化が求められている。
- ・ また、認定等の手続は、審査を必要とする臨床調査個人票（診断書）の内容が詳細かつ大量（指定難病ごとに様式が定められ頁数が異なる。4頁～18頁。）であるほか、患者が加入する医療保険や世帯構成等により住民税額等の確認をする範囲が異なるなど複雑で、都道府県に審査・確認作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。
- ・ さらに、医療受給者証への医療保険の所得区分の記載に関する事務は、申請者等が加入する保険者に対し個別に照会する必要があるなど、都道府県の負担が膨大なものであるとともに、受給者証発行を含む標準処理期間の増加要因にもなっている状況にある。

◆参考

○国指定難病数の推移

区分	H25年度	H26年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
		4～12月	1～3月	4～6月	7月～3月	4月～	4月～	7月～
	旧制度	第1次		第2次	第3次	第4次	第5次	
疾病数	56	110		306	330	331	333	

■危機や災害に強い埼玉の構築



【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

県担当課：学事課、危機管理課、災害対策課、農村整備課、畜産安全課、県土整備政策課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課、市街地整備課、建築安全課、下水道事業課、教育局財務課

1 大規模地震対策の強化



【内閣府、国土交通省】

◆提案・要望

東日本大震災による教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下地震の減災目標達成のため、国が主体になり、住民自らが行う住宅等の耐震化、家具の固定や水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験などの自助の取組や地区防災計画の推進などの共助の取組を実施するとともに、首都直下地震の減災目標達成に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」では、家具の固定率について、平成25年度40%を令和6年までに65%まで高めるとしている。本県では平成27年度から、家具の固定、水・食料の備蓄などの自助の取組を普段の生活の中で取り組んでもらう「イツモ防災事業」を展開している。
- ・ 木造住宅密集市街地について、「地震時等に著しく危険な密集市街地」である川口市芝地区などでは、住宅市街地総合整備事業を活用して解消に向け取り組んでいる。

◆参考

○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月閣議決定）

- ・ 今後10年間で達成すべき減災目標
 - 死者数 約2万3千人から概ね半減
 - 建築物全壊・焼失棟数 約61万棟から概ね半減
- ・ 主な施策の具体目標
 - 家具の固定率 65%（令和6年）【全国】
 - 密集市街地の感震ブレーカー等設置率 25%（令和6年）
 - 危険な密集市街地の解消割合 100%（令和2年）※
 - 自主防災組織による活動カバー率 100%（令和6年）【1都3県】

※「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更予定はないが、引用元である「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月閣議決定）では以下のとおり。

危険密集市街地の面積 おおむね解消（令和12年）
危険密集市街地の地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率 100%（令和7年）

2 大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進



【国土交通省】

◆提案・要望

大規模地震時に落橋等の甚大な被害から人命を守るため、橋りょう耐震補強に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 阪神淡路大震災では多くの橋りょうで、橋脚の損傷や橋桁の落下などが発生し、甚大な被害をもたらすとともに、復旧に多大な費用と長い期間を要した。
- ・ 特に、昭和 55 年よりも古い基準で建設された橋りょうの被害が大きかったことから、本県では、昭和 55 年よりも古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を優先して進め、平成 27 年度までに緊急輸送道路上の橋りょうの耐震補強を完了させた。現在は、緊急輸送道路以外の橋りょうの耐震補強を進めている。
- ・ また、東日本大震災や熊本地震では、救助活動や被災地支援などの災害対策の面で緊急輸送道路が大きな役割を果たした。一方で、緊急輸送道路上で被害を受け通行止めなどにより、緊急輸送の支障となる橋りょうも存在した。
- ・ このため、阪神淡路大震災を受けて耐震基準が大きく変更された平成 8 年よりも古い基準で建設された橋りょうについても、耐震補強を進めている。
- ・ 東京湾北部地震などの大規模地震の発生が予想される中、早急に震災被害の防止策を講じ県民の安心安全を確保する必要がある。

3 水害・土砂災害防止対策の推進【一部新規】



【国土交通省】

◆提案・要望

(1) 自然災害に強い県土の実現に向け、水害や土砂災害から県民の尊い人命を未然に守るとともに、再度災害発生防止を徹底するため、水害・土砂災害防止対策を強力に進めること。

○基幹となる河川の整備（利根川・荒川等の直轄治水事業）

- ・ 首都圏氾濫区域堤防強化対策（利根川、江戸川）
- ・ ダム建設事業（思川開発）、藤原・奈良俣再編ダム再生事業
- ・ 総合治水対策（中川・綾瀬川）
- ・ 荒川第二・三調節池事業（荒川）
- ・ 入間川流域緊急治水対策プロジェクト（大規模災害関連事業）
- ・ 高規格堤防整備、さいたま築堤（荒川）

○流域治水プロジェクトの推進（利根川水系・荒川水系）

(2) 本県が実施する以下の事業推進に必要な財源を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を中長期的な見通しに立って進めるため、各年度の計画的な執行が可能となる予算措置を講ずること。

○中小河川の整備

- ・ 床上浸水対策特別緊急事業（不老川）
- ・ 特定洪水対策等推進事業（新方川、中川等）
- ・ 総合治水対策特定河川の整備（中川・綾瀬川流域、新河岸川流域）
- ・ 河川改修の推進（芝川、市野川等）
- ・ 入間川流域緊急治水対策プロジェクト（災害復旧助成事業（都幾川））

○土砂災害防止対策

- ・ 砂防事業（秩父市落合地区等）、地すべり対策事業（皆野町金崎地区等）、急傾斜地崩壊対策事業（神川町渡瀬地区等）など

○流域貯留浸透施設の整備

○排水機場等の河川管理施設の強化（耐震化・耐水化）

(3) 本県が抱える諸課題の解決に資する事業予算制度の拡充等を図ること。

- ・ 鋼矢板護岸等、老朽化した河川管理施設の更新に対する個別補助事業制度の拡充

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は利根川、江戸川、荒川といった国が管理する大河川に囲まれており、これらの河川が一度破堤すると甚大な被害が発生することとなる。
- ・ 県が管理する河川の整備率は令和2年度末で61.8%であるものの、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月の台風9号、平成29年10月の台風21号と3年連続で県管理河川やその支川において多くの被害が発生した。
- ・ また、令和元年東日本台風では、県管理河川において、決壊に至った2箇所を含む57箇所で溢水・越水が発生し、多くの浸水被害が発生しており、未だ多くの地域で頻発・激甚化する豪雨に

対応できていない状況にある。

- さらに、本県には土砂災害が発生した場合に住民等への危害を生じさせるおそれのある土砂災害警戒区域が5,225区域あり、令和元年東日本台風では、県内各地で土砂災害が発生した。このような中、本県においても他の都道府県と同様に土砂災害防止施設の整備は低い水準となっている。
- このような状況から本県の水害・土砂災害防止対策を強力に進める必要がある。
- 「流域治水プロジェクト」は、河川、下水道の管理者等が主体となって行う従来の治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策を水系ごとにとりまとめるものである。
国や市町村と連携し「氾濫をできるだけ防ぐための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」を総合的かつ多層的に推進することで、流域における浸水被害軽減を図っていく。
埼玉県が参画する協議会は「荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会」「利根川上流流域治水協議会」「烏川・神流川流域治水協議会」「江戸川流域治水協議会」「中川・綾瀬川流域治水協議会」がある。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、本県では「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」を軸に、調節池の整備や河道の拡幅などのハード整備を実施するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施する予定であり、気候変動による降雨の激甚化や切迫する大地震に備えるためには、更なる財政措置が必要不可欠である。

4 老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進



【国土交通省】

◆提案・要望

県や市町村が橋りょうを計画的に維持管理するため、点検及び修繕、更新に必要な財源の確保を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 法定点検が一巡し、点検結果に基づいた修繕等の措置を講ずべき橋りょうが明らかになり、その措置を図るための財政的な負担が増している。
- ・ 高度経済成長期に建設された多くの橋りょうの老朽化が進行しており、このまま放置すると一斉に大規模な修繕や架換えの時期を迎え、将来に大きな負担が生じることとなる。

◆参考

○埼玉県内の橋りょう数

高速道路	758橋 (4%)	国道(補助)・県道(さいたま市管理含)	3,013橋 (15%)
国道(直轄)	536橋 (3%)	市町村道	16,133橋 (78%)
県内合計		20,440橋	

出典：埼玉県道路メンテナンス会議資料を一部加筆

○埼玉県管理の橋りょう竣工年次グラフ



○建設後50年以上経過している県管理橋りょうの割合の推移



5 河川管理施設の長寿命化の推進



【国土交通省】

◆提案・要望

河川管理施設の長寿命化対策を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

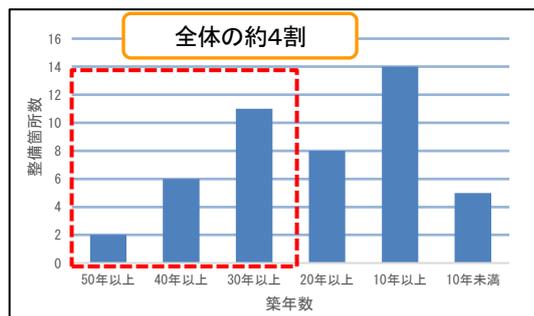
- 高度経済成長期に建設された排水機場や矢板護岸は、その多くが老朽化している。特に、排水機場設備は常に運転できる状態を維持する必要があるため、適切な予防保全が求められる。また、昨今の防災インフラとしても管理の効率化に資する機能の高度化が求められている。
- 計画的な更新や修繕に向けて必要な財源を安定的に確保していくためには、中長期的な見通しに立った予算額の明示や地方負担に対する財政措置、補助制度の拡充が必要である。

◆参考

○排水機場の状況

- 排水機場は、46機場のうち19機場（全体の約4割）が整備後30年以上を経過している。

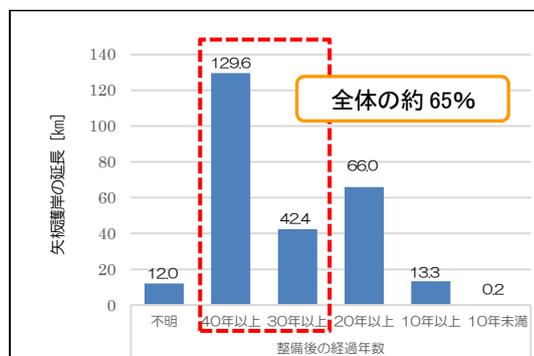
排水機場調査結果（令和3年4月現在）



○矢板護岸の状況

- 総延長約263 kmのうち、約172 km（約65%）が整備後30年以上を経過（令和3年4月現在）しており、腐食孔の発生や傾倒、護岸裏の道路陥没などの影響が出ている。

矢板護岸調査結果（令和3年4月現在）



○県管理ダムの状況

- ・ ダムは、建設後 30 年前後となり、多くの設備更新の時期を迎えている。



6 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進



【国土交通省】

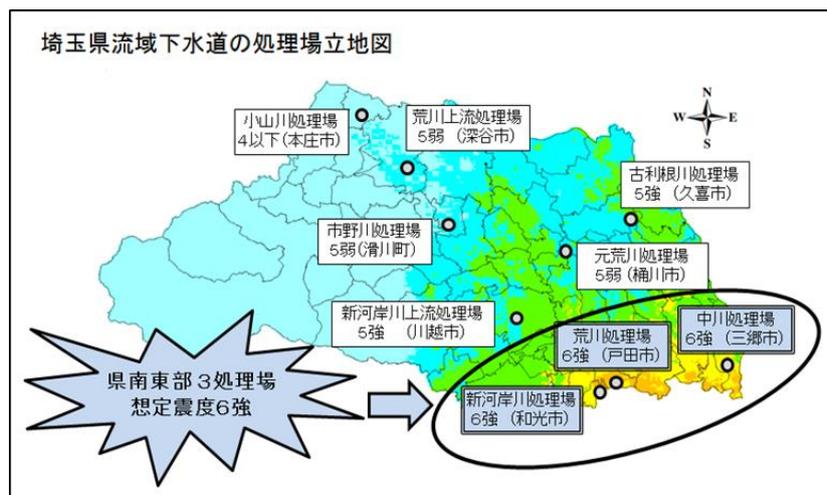
◆提案・要望

将来にわたり安定して下水道サービスが提供できるよう、下水道施設の耐震化・老朽化対策を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 下水道事業については、財政制度等審議会財政制度分科会において、受益者負担の観点から、国による支援は、未普及解消及び雨水対策へ重点化する方針が示された一方で、本県の課題である事業着手から50年以上が経過している下水道施設の耐震化、老朽化対策が含まれていない。
- ・ しかし、下水道は、県民の安心・安全の確保、東京湾等の広域的な水質保全といった公共的役割を担う重要な社会インフラである。
- ・ 特に流域下水道は、複数の公共下水道からの下水を受け、それを排除及び処理する根幹的、広域的な下水道である。
- ・ 本県では、8つの流域下水道で県人口全体の75%の処理人口（約555万人）を担っており、大規模地震で下水道施設が被災した場合は県民生活や社会経済活動等に与える影響は甚大である。
- ・ 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震で震度6強と予想される県南東部地域に3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策が急がれる。
- ・ さらに、施設の老朽化も進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新期を迎えるとともに、管渠や土木・建築施設も徐々に更新期を迎えるため、ストックマネジメント計画による老朽化対策を着実に進めていく必要がある。

◆参考



○想定震度6強エリアの処理場

名称	場所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	5市	約195万人	約500万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約164万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約141万人	

7 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進【一部新規】



【農林水産省】

◆提案・要望

ため池や排水機場などの農業水利施設の他、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な以下の事業の財源を確保すること。

- ・ 農村地域防災減災事業
- ・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金

◆本県の現状・課題等

- ・ 土地改良施設等は食料生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしており、これらの機能が将来にわたって安定的に発揮できるよう備える必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食料増産の時代や高度成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全率の低下も懸念されている。
- ・ 本県は、国の「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、戦略的な保全管理を推進している。
- ・ また、令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めている。
- ・ 本県は、地震で損壊した場合に人命やライフラインへの影響が大きい農道橋（21箇所）及び防災重点農業用ため池（244箇所）について詳細調査を行っており、適切な対策工事を実施する必要がある。
- ・ また、耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから早急に長寿命化対策を行っていく必要がある。

◆参考



堤体の下流に住宅や道路が近接するため池（姿の池・横瀬町）



耐震性強化のため橋台を補強（9-4007号橋春日部市）

8 計画的な農業農村整備事業の実施



【農林水産省】

◆提案・要望

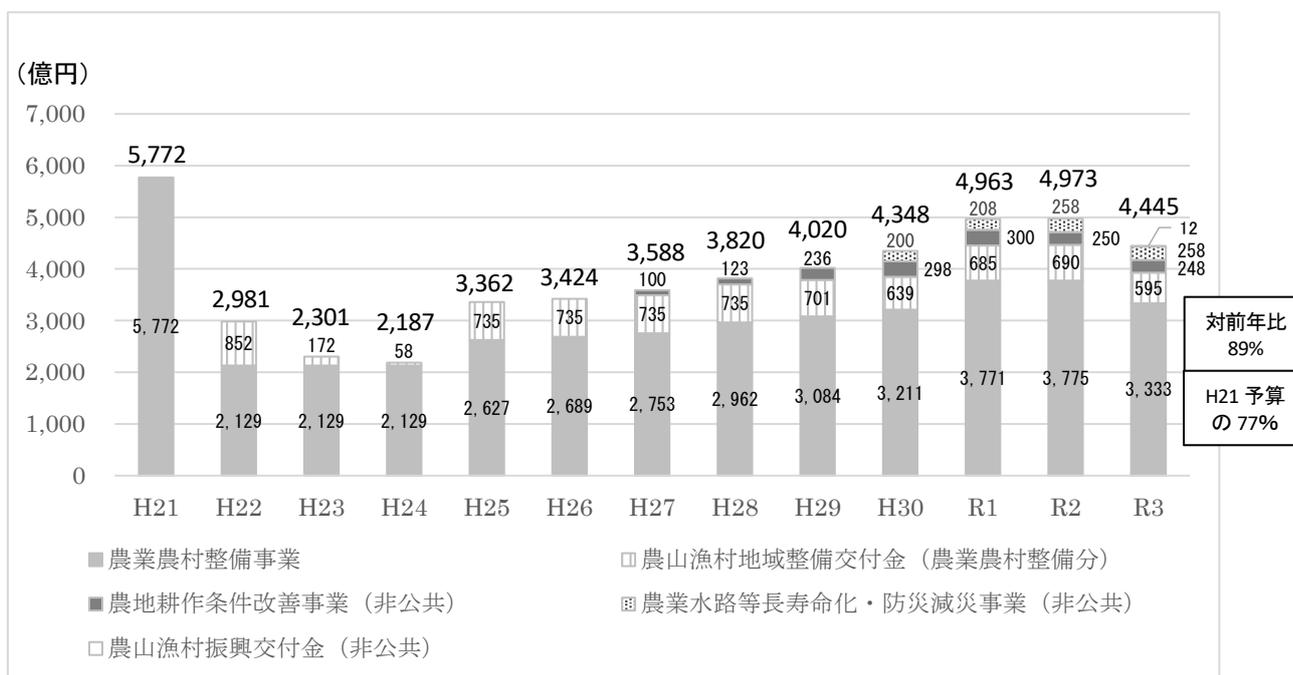
農業の競争力強化に資する農地の整備や農業水利施設の長寿命化対策、災害に強い農村づくりを計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、ほ場の整備率が全国平均より低く、また、農業水利施設の老朽化対策や台風・ゲリラ豪雨等自然災害に強い農村づくりが重要な課題であり、必要な財源を確保し計画的な整備を行う必要がある。
- ・ 令和3年度の国の農業農村整備事業に係る予算は全体で4,445億円、対前年比89%（R2予算の「臨時・特別の措置」を除くと対前年比100%）で、平成21年度の5,772億円と比べると77%である。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の対策期間が令和3年度（令和2年度第3次補正予算）から令和7年度までとなっている。

◆参考

○農業農村整備事業関係予算（当初）の推移（国）



注1) 金額は四捨五入によるため、合計とは一致しないことがある

2) 令和元年度及び令和2年度予算額は、「臨時・特別の措置」を含む

9 学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進



【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

◆提案・要望

＜公立学校施設＞

- (1) 公立学校は、公教育を支える基本的施設としての機能の担保、老朽化対策、バリアフリー化の推進、環境問題に対応するためのエコスクール化の推進など様々な課題を抱えている。これら様々な財政需要に対応できるよう、必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) 小中学校だけでなく、高等学校も災害時においては地域住民の避難所となる。国をあげて、防災・減災、国土強靱化を進める観点から、躯体の耐震化の推進や非構造部材の耐震対策、体育館等への空調設備の設置などの避難所機能の強化について、現在補助の対象外とされている高等学校も補助対象とするよう財政支援の拡充を図ること。
さらに、高等学校の空調設備に係る光熱水費についても、小中学校と同様に、普通交付税において経費を措置すること。
- (3) 児童生徒等の安全を確保するため、文部科学省の要請する専門的な点検を市町村が円滑に実施できるよう十分な財政支援措置を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、3密の回避として活用が見込まれる特別教室や余裕教室等への空調設備整備に係る補助率の嵩上げ及び財政措置の拡充を行うこと。

＜私立学校施設＞

- (5) 私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化について、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、強力に推進すること。
- (6) 私立学校が各学校の実情により合った耐震改修等を行えるよう、補助金要綱の見直しを行うこと。
- (7) 非構造部材の耐震対策を促進するため、耐震点検のみの場合も補助対象とするよう要件を緩和すること。
- (8) 天井以外の非構造部材について詳細な手引きや技術的基準を国において作成し、的確に点検ができるようにすること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症予防対策として高等学校等におけるトイレ、空調設備等の衛生環境設備整備に係る補助率の嵩上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

＜公立学校施設＞

- ・ 地震防災対策特別措置法や建築物の耐震改修の促進に関する法律において要件の定められた学校施設の構造体の耐震化は完了したが、その他の建物や天井、照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、校舎等の耐震化を優先させたことなどから対策が遅れている。
また、災害時の避難所機能の強化や熱中症対策の観点から体育館等への空調設備の設置が進められている。

- ・ 文部科学省は、児童生徒等の安全を確保するため、建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、点検の実施義務がある場合と同様に、同法や関係告示を参考として有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、3密の回避として特別教室や余裕教室の活用が想定される。しかし、空調設備の整備が進んでいないため、夏の暑さ対策が不十分であるという課題がある。

<私立学校施設>

- ・ 私立高等学校の令和2年4月1日現在の耐震化率は100%であり、平成29年度末に全ての高等学校の耐震化が完了した。一方、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震対策は、引き続き必要である。
- ・ 私立幼稚園の令和2年4月1日現在の耐震化率は93.2%にとどまっており、園児の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱では、園舎の中で園児等が日常的に使用しているにもかかわらず、壁や建具等により風雨を防ぐことができない場所については補助対象面積の対象外となっている。
- ・ 今後も児童生徒等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、感染症予防としてトイレの衛生環境改善や、教室等における換気機能を備えた空調設備等を整備する必要がある。

◆参考

○公立学校施設整備費 当初予算の推移

令和 元年度	667 億円	941 億円	
令和 2年度	695 億円	470 億円	
令和 3年度	688 億円		

※当初予算総額では、前年度に比べ477億少なくなっているが、防災・減災、国土強靱化関係予算1,305億円が令和2年度第3次補正予算として前倒しで措置された。

○特別教室の空調設備整備に係る国庫補助制度

対象：小・中・特別支援学校

補助率：1/3

県内小中学校の整備率：61.1%（R2.9.1現在）

○私立学校施設の令和2年度の状況

学種等		補助率 Is値0.3未満	補助率 Is値0.3以上	補助申請 校(園)数	補助決定 校(園)数
高等学校等	耐震補強	1/2	1/3	0	0
	改築	1/3	1/3	0	0
幼稚園	耐震補強	1/2	1/3	1	1
	改築	1/3	1/3	2	2

○私立高等学校等のトイレ・空調設備整備に係る国庫補助制度

対象：小・中・高等・特別支援学校

補助率：1/3

10 被災者生活再建支援法の支給対象の拡大



【内閣府】

◆提案・要望

- (1) 同一の自然災害において、住宅全壊世帯数の基準を満たす市町村は被災者生活再建支援法の適用対象となるが、基準を満たさない市町村は適用対象とならず被災者間に不均衡が生じている。一部地域が法の適用対象となるような自然災害が発生した場合において、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。
- (2) 中規模半壊に至らない床上浸水などについても被災者の生活基盤に著しい支障を来す場合があるため、支給対象の拡大について検討すること。
- (3) 被災者生活再建支援制度の支給対象が拡大されるまでの間、都道府県独自の支援に対し特別交付税措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成25年竜巻災害において、越谷市は住家全壊世帯数が基準を満たしていたため被災者生活再建支援法が適用されたが、隣接する松伏町は基準に満たず適用されなかった。このため、同一災害にもかかわらず不均衡が生じた。
- ・ 平成 29 年台風 21 号や令和元年東日本台風では床上浸水により生活基盤に著しい被害を受ける被災者が多数発生したが、大規模半壊以上の住家被害でないと被災者生活再建支援法が適用されないため、被災者の生活再建を支援することができなかった。
- ・ 県と県内市町村が共同で運営する「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」により、平成26年4月から被災者生活再建支援法が適用されない全壊世帯、大規模半壊世帯に支援金を支給するようになった。更に令和 2 年度に制度を拡充し半壊世帯に特別給付金を支給するようになった。
- ・ 一方、令和2年12月に被災者生活再建支援法が改正され、損害割合30%台の「中規模半壊」が支援金の支給対象となった。損害割合20%台の「半壊」は対象にならなかったため、埼玉県・市町村被災者安心支援制度の半壊特別給付金で引き続き支援していく。
- ・ 中規模半壊以上の世帯に対し、埼玉県・市町村被災者安心支援制度により支援金を支給する場合の負担割合は県 2/3 、市町村 1/3 であるが、支給額の 1/2 について特別交付税が措置されるため、実質的な負担割合は国 1/3 、県 1/3 、市町村 1/3 となっている。一方、半壊特別給付金の支給に対しては、特別交付税措置がないため、負担割合は県 1/2 、市町村 1/2 であり、全壊、大規模半壊、中規模半壊と比べ県と市町村の負担が重くなっている。

11 特定家畜伝染病防疫体制の強化【一部新規】



【農林水産省】

◆提案・要望

- (1) ASFなどの家畜伝染病発生国からの畜産物の不正な持ち込み防止対策を強化するため、訪日外国人の増加に対応した検疫官の増員及び検疫探知犬の頭数増加など、十分な検疫体制の確保を引き続き図ること。
- (2) 家畜伝染病予防法（以下、「法」という。）の改正により水際対策が厳格化されたことを踏まえ、訪日外国人及び海外渡航者による不正な持ち込みなどに対する罰則等の適用を徹底し、家畜伝染病の国内侵入防止対策を一層強化すること。
- (3) 法の改正により強化された飼養衛生管理基準を、畜産農家に確実に遵守させるため、飼養衛生管理の向上のための取組に対する財政的支援を継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 家畜伝染病の国内侵入防止対策は、法に基づき国が検疫の役割を担っている。
- ・ 中国や東南アジア諸国など家畜伝染病発生国から畜産物を持ち込むことは禁止されているが、訪日外国人が不正に持ち込んだソーセージ等からASFの遺伝子が相次いで検出されるなど、いつ日本で発生してもおかしくない状況が続いている。
- ・ 平成31年4月22日以降、畜産物の違法な持ち込みに対する対応が厳格化され、法改正により令和2年7月1日から輸出入検疫の罰則が強化された。検疫探知犬については、令和2年12月現在、18か所（国際郵便局1か所含）105頭配備され、令和2年度中に140頭まで増頭見込みとされている。
- ・ 一方、国際線やクルーズ船などが就航する空海港は18か所にとどまらないことから、アフターコロナのインバウンド回復に備え、未配備の空港や海港についても検疫官及び検疫探知犬の配備を進め、一層の対応強化が必要である。
- ・ また、不正な持ち込みによる摘発・逮捕は、外国人だけではなく日本人の事例もあることから、国内外に摘発事例の周知を図るとともに、罰則適用の更なる厳格化により抑止力を働かせることが必要である。
- ・ 令和2年の法改正に伴い飼養衛生管理基準が強化され、飼養衛生管理者の選任や野生動物侵入防止対策の徹底などが遵守事項として新たに畜産農家に義務付けられた。野生動物侵入防止対策については、たい肥舎などの農場内施設についても実施の対象として追加されたほか、農場に出入りする人・物品・車両の消毒に加え畜舎ごとに入出りの際の手指消毒や衣服・靴の交換など細部にわたって規定されたことから、一層の財政的支援が求められる。

■ 県民の暮らしを守る



【内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省】

県担当課：男女共同参画課、障害者支援課、子ども安全課、
(警) 警務課、(警) 装備課

1 警察官の増員



【警察庁、総務省】

◆提案・要望

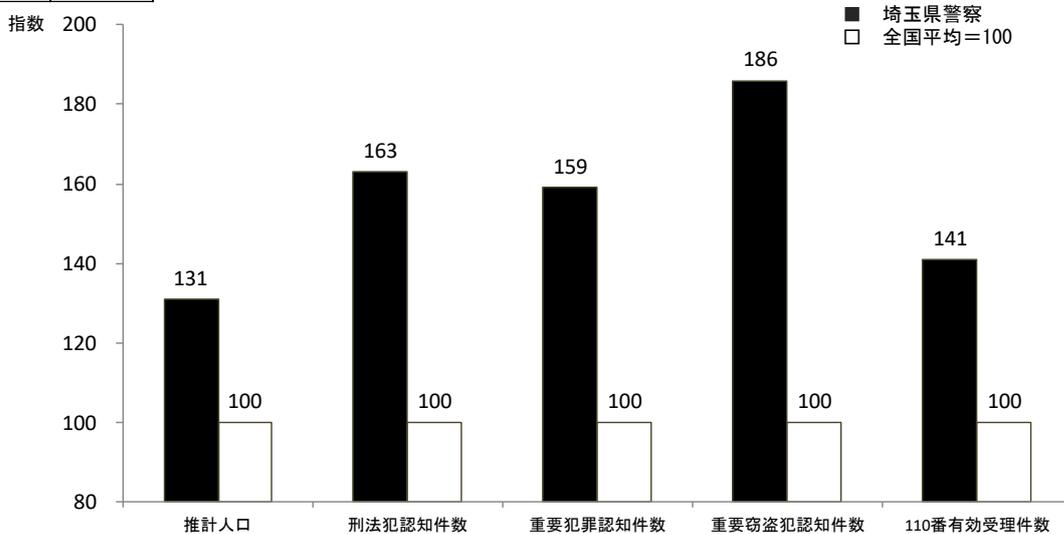
本県警察官 1 人当たりの業務負担は極めて過重であることから、警察官を増員すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年の治安情勢として、ストーカー・DV事案や児童虐待事案等の人身安全関連事案、高齢者が被害に遭うことが多い特殊詐欺等への対応強化、テロ等緊急事態等への的確な対処が警察に求められる中、本県警察は、警察官 1 人当たりの人口負担が12年連続全国ワースト 1 位、警察官 1 人当たりの刑法犯認知件数の負担が 6 年連続全国ワースト 1 位であるなど、警察官の業務負担が過重である。
- ・ 平成12年に、警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された「警察刷新に関する緊急提言」では、「警察官 1 人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨の提言がなされている。令和 2 年 4 月 1 日現在、警察官 1 人当たりの負担人口の全国平均は485人であるが、本県は637人である。
- ・ 本県警察職員のワークライフバランスを図りつつ、本県の治安を安定的に維持していくためには、本県警察官を増員し、このように過重な状況にある本県警察官の業務負担を軽減する必要がある。

◆参考

埼玉県 警察官	条例定員
	11,524人



	推計人口		刑法犯認知件数		重要犯罪認知件数		重要窃盗犯認知件数		110番有効受理件数	
	(R2.4.1)	全国順位	(R2年中)	全国順位	(R2年中)	全国順位	(R2年中)	全国順位	(R2年中)	全国順位
1人当たり負担	637人	1位	3.86件	1位	5.46件	1位	37.04件	5位	45.57件	1位
全国平均	485人	—	2.37件	—	3.44件	—	19.90件	—	32.38件	—

※ 重要犯罪・重要窃盗犯認知件数の負担は警察官100人当たり
 ※ 負担の算出には、令和2年4月1日時点の警察官定員(条例)を使用

2 警察車両の増強



【警察庁】

◆提案・要望

警察活動の機動力を確保し、多種多様な警察事象に迅速・的確に対応するため、車両を増強すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本来警察用車両は、警察法により国庫が支弁することと規定されているが、本県が保有する車両全体のうち国費車両が占める割合が57.2%と低い現状にある。
- ・ 県民の安全な生活を守り、複雑多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、国費車両の増強が必要である。

◆参考

車両保有状況

単位:台

	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	国	県	計	国	県	計	国	県	計	国	県	計	国	県	計
四輪車	1,340 (57.8%)	977 (42.2%)	2,317	1,360 (58.2%)	977 (41.8%)	2,337	1,360 (58.2%)	977 (41.8%)	2,337	1,360 (58.8%)	953 (41.2%)	2,313	1,361 (59.1%)	942 (40.9%)	2,303
二輪車	123 (42.1%)	169 (57.9%)	292	100 (37.2%)	169 (62.8%)	269	100 (37.2%)	169 (62.8%)	269	98 (38.1%)	159 (61.9%)	257	96 (39.5%)	147 (60.5%)	243
計	1,463 (56.1%)	1,146 (43.9%)	2,609	1,460 (56.0%)	1,146 (44.0%)	2,606	1,460 (56.0%)	1,146 (44.0%)	2,606	1,458 (56.7%)	1,112 (43.3%)	2,570	1,457 (57.2%)	1,089 (42.8%)	2,546

※ 各年度4月1日現在の台数

※ 二輪車は125cc以下の車両を除く

3 児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保



【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 増加する児童虐待通告に対応する児童相談所の職員（児童福祉司・児童心理司）や乳児院・児童養護施設等の職員が確保できるよう、資格取得が可能な社会福祉・心理等の学部・学科の定員増や支援制度（修学資金貸付など）の創設など資格取得者の増加を図ること
- (2) 児童相談所や児童福祉施設等に就職する者に対する支援制度（就職準備資金貸付など）を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司）としての配置を想定している福祉職・心理職や乳児院・児童養護施設等の職員について、能力・適性のある人材の確保が難しくなっている。

◆参考

○埼玉県設置児童相談所における定数

年 度	令和3年度	令和4年度（予定）※	令和6年度（予定）※
児童福祉司	292 人	362 人（70 人増）	同左
児童心理司	76 人	—	178 人（102 人増）

※国が求める基準に基づき試算

○児童虐待相談対応件数（県所管分）

令和元年度 14,118 件（前年度比 14.1%増）

○児童養護施設職員数（児童指導員、保育士等）

令和元年 10 月 1 日現在 常勤 734 人・非常勤 234 人

4 市町村の児童虐待対応体制の強化【一部新規】



【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 市町村が、虐待対応を含む児童家庭相談に適切に対応できるよう、子ども家庭総合支援拠点及び専門職の配置など体制整備に必要な財源を十分に確保すること
- (2) 専門職の配置については一定の研修を受けた者の配置を認める経過措置を設けるなどの柔軟な対応を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成 17 年 4 月から児童虐待を含めた児童家庭相談に応じることが市町村の義務として児童福祉法に明文化されている。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点については、国が平成 29 年度から制度化し、令和 4 年度までに全市町村へ設置を求めているが、設置しているのは 63 市町村のうち 12 市町（飯能市、加須市、本庄市、狭山市、深谷市、入間市、和光市、桶川市、坂戸市、ふじみ野市、嵐山町、寄居町）にとどまる。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点には児童人口に応じて、職員配置が定められており、「中規模型（人口 20 万人程度）」の場合、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員といった専門職を合計 6 名以上配置することが定められている。
- ・ 県内の市町村からは、現行の財政支援は専門職を確保できる水準に達しておらず、子ども家庭総合支援拠点設置に必要な専門職の人材確保が困難であるという意見があり、財政支援の拡充が必要である。
- ・ 速やかな設置を促進するために、経過措置として、有資格者ではないが一定の研修を受けた者を専門職として暫定配置することを認める等の柔軟な対応も必要である。
- ・ 児童虐待対応には、保健や福祉などの専門性を活かした対応が求められるが、令和 2 年 4 月 1 日現在、市町村の児童相談担当職員のうち保健福祉関係の資格を有する者は 79%であり、20%以上の職員が資格を有していない状況となっている。

◆参考

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）では、国全体で2022年度（令和 4 年度）までに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村において設置することとしている。

○交付税措置

人口10万人当たり

- ①児童福祉費のうち児童福祉共通費 4 人（このうち児童相談担当の職員の人数は不明）
- ②子ども家庭総合支援拠点の職員 1 名（令和元年度から）
要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者 1 名（令和元年度から）

○次世代育成支援対策施設整備交付金

補助基準額 1 拠点当たり 8,542 千円（負担割合：国1/2・市町村1/2）

5 中核市における児童相談所の設置の促進



【厚生労働省】

◆提案・要望

中核市が児童相談所を設置しやすくなるよう、人材確保・育成支援や施設整備への支援など設置に係る支援その他の必要な措置の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応を可能とするため、令和元年6月に改正された児童福祉法の附則において、「政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。」とされた。
- ・ 中核市は自ら児童相談所を設置することで、母子保健や学校現場との緊密な連携等により、児童に対するよりきめ細やかな支援が可能となる。
- ・ 本県には川越市、越谷市、川口市3市の中核市があるが、人材確保が困難であること、施設運営等の財政負担が大きいことなどから、現時点ではいずれの市も設置の予定はない。

◆参考

○全国の状況

62の中核市のうち

- ・ 設置済 3市（横須賀市、金沢市、明石市）
- ・ 設置予定 5市（設置予定年度：R3＝奈良市・尼崎市、R7＝船橋市、未定＝柏市・旭川市）

○一時保護所の整備費（次世代育成支援施設整備交付金）（負担割合：国1/2・市1/2）

補助単価540万円/人（令和元年度） → 約1,271万円/人（令和2年度）

○児童相談所・一時保護所の財政措置 整備費の5割（令和元年度）→約7割（令和2年度）

	【児童相談所】			【児童相談所一時保護所】			
令和元年度	施設整備事業（一般財源化分） （充当率100%、交付税措置率70%）	一般単独事業 （充当率75%）	一般財源	令和元年度	次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）	公共事業等【都道府県】 （充当率90%、交付税措置率22.2%）	一般財源
						一般補助施設整備等事業 【市・区】（充当率75%）	一般財源
令和2年度	施設整備事業（一般財源化分） （充当率100%、交付税措置率70%）	一般単独事業 （充当率90%、交付税措置率50%）	一般財源	令和2年度	次世代育成支援施設整備交付金 （国庫1/2）	一般補助施設整備等事業 （充当率90%、交付税措置率50%）	一般財源

※ 一般財源化前の国庫補助金相当額（事業費の1/2）の30%については、普通交付税（単位費用）により措置

6 児童養護施設等の職員配置基準及び措置費の見直し【一部新規】



【厚生労働省】

◆提案・要望

<児童養護施設等の措置費算定上の職員配置基準の見直し>

- (1) 児童養護施設の直接処遇職員(児童指導員・保育士)配置基準を就学児以上では3:1とすること。
- (2) 児童養護施設の個別対応職員及び心理療法担当職員は、施設規模に応じた複数配置とすること。
- (3) 児童養護施設の定員規模や地域分散化、ファミリーホームの設置等の実情に応じ、事務員を複数配置とすること。
- (4) 児童心理治療施設の心理療法担当職員の職員配置基準を5:1とすること。
- (5) 児童自立支援施設において看護師の配置を設定すること。
- (6) 母子生活支援施設の少年指導員の職員配置基準を20世帯以上では4人とすること。
- (7) 自立援助ホームにおいて、心理的なサポートを行うため、心理療法担当職員の配置基準を設定すること。
- (8) 児童養護施設の小規模グループケアの定員を当面の間は現状維持とすること。
- (9) 児童養護施設の本園の小規模グループケアについては、分園と同様に最大3名の職員加配を認めること。

<措置費の見直し>

- (1) 児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分について更なる改善を進めること。
- (2) 児童養護施設では知的障害や発達障害を抱える児童が年々増加し、職員の負担が増していることから、新たに「知的障害児・発達障害児受入加算費」を創設すること。
- (3) 乳児院においては障害児や病虚弱児の長期入所に対応するため、入所児童の年齢に関係なく支弁される「乳児院病虚弱等児童加算費」を増額すること。
- (4) インフルエンザの予防接種に要する費用については、実費を支弁すること。
- (5) 高校生の部活動、学習塾を利用した場合の月謝に要する費用の実費を支援すること。
- (6) 大学進学等自立生活支度費の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

<児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し>

- 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では、虐待やDVを受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、個別的できめ細かな処遇が求められている。また、知的障害や発達障害、精神障害のある児童等の入所により、専門的な知識・技術、適切な心理的ケア及び医療的ケアが求められている。
- 職員の配置基準は、児童入所施設措置費等国庫負担金（措置費）交付要綱（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）で見直しが行われたものの、十分な見直しには至っておらず、現場の実態とは乖離し職員の負担が限界に達している。

◆参考

○児童養護施設等の職員配置基準

施設種別	職 種	予算上の職員配置基準		要望
児童養護施設	児童指導員・保育士	2歳未満児	1.3 : 1	—
		2歳～3歳未満児	2 : 1	—
		年少児	3 : 1	—
		就学児以上	4 : 1	3 : 1
	個別対応職員	各施設1人		→ 複数配置
	心理療法担当職員	各施設1人		→ 複数配置
	事務職員	各施設1人		→ 複数配置
児童心理治療施設	心理療法担当職員	10 : 1		5 : 1
児童自立支援施設	看護師	—		各施設1人
母子生活支援施設	少年指導員	20世帯以上3人		4人
自立援助ホーム	心理療法担当職員	—		1人

- 児童養護施設の小規模グループケアの1施設当たりの定員は6～8人となっているが、令和7年4月から6人にするとされている。これにより、定員は455人から396人となり、59人減ってしまう。
コロナ禍で、里親等委託推進の取組の実施に制約がある中で、施設の定員を減らすことは児童の養育の場の確保に支障をきたす恐れがある。
- ケアニーズが高い子供は地域小規模施設ではなく、本園で生活することが想定される。そのため本園施設は地域小規模施設と同等以上に手厚い職員体制にしていく必要がある。

<措置費の見直しについて>

児童養護施設や乳児院は被虐待や知的障害などの問題を抱える子供が増えており、職員の負担が増加している。そのため、職員の更なる処遇改善が必要である。

◆参考

○県内の児童養護施設及び乳児院の被虐待児童等入所割合（令和2年3月1日現在）

施設種別	被虐待	知的障害	発達障害
児童養護施設	63.8%	13.5%	16.3%
乳児院	42.1%	10.9%	1.6%

○県内の児童養護施設の療育手帳所持者及び特別支援学級児数等の推移

	平成30年	令和元年	令和2年
療育手帳所持者	109名 (8.63%)	125名 (9.89%)	139名 (10.95%)
特別支援学級児 (小学生)	85名 (6.73%)	79名 (6.25%)	103名 (8.12%)
特別支援学級児 (中学生)	64名 (5.07%)	68名 (5.38%)	68名 (5.36%)
特別支援学校通学児	81名 (6.41%)	85名 (6.72%)	85名 (6.70%)

※（ ）内は各年度4月1日現在の児童現員数に占める割合

【平成30年度現員数1,262名、令和元年度現員数1,264名、令和2年度現員数1,269名】

7 家庭養育優先原則の推進



【厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 家庭養育優先の理念を実現するため、里親制度が広く国民に浸透するよう普及啓発を強化すること。
- (2) ファミリーホームの整備を促進するため、事務費について児童養護施設等と同様に定員払いとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、県では令和2年3月に「埼玉県社会的養育推進計画」を作成した。
- ・ 家庭養育優先の理念の具現化にあたっては、里親の育成や確保、里親子を支援する体制の整備、里親子が暮らしやすい社会全体の意識の醸成など、多くの課題がある。
- ・ ビジョンを踏まえた自治体への技術的助言等にあたっては、数値目標や目標年次を優先するのではなく、児童の最善の利益を最優先する必要がある。
- ・ また、具体的な施策（里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化・地域分散化など）の推進にあたっては、国の十分な財政支援が必要である。

◆参考

○本県の里親等委託率

	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
里親等委託率	21.5%	22.1%	22.6%

○埼玉県社会的養育推進計画（令和2～6年度）に掲げる里親等委託率の目標値

現状値 22.1%（平成30年度） → 目標値 32%（令和6年度）

8 レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族（ケアラー）への支援の充実



【厚生労働省】

◆提案・要望

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護する家族（ケアラー）が定期的にレスパイトケアを利用するためには、医療型短期入所事業等の事業所数の拡大が必要なので、報酬を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 医学や医療技術の進歩に伴い、地域で暮らす、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な重症心身障害児・者が増加しており、在宅で介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にあるが、その家族が利用できる社会資源やサービスは極めて限られている。
- ・ 医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者とその家族が地域で安心して生活していくためには、定期的なレスパイト利用のため、ニーズに対応できる障害福祉サービスを拡大させる必要がある。

◆参考

○令和3年度報酬改定について

- (1) 医療型短期入所の基本報酬等が引上げられたが、依然として医療保険による小児入院医療管理料（診療報酬）とは開きがある。

（令和3年度）

- ・ 医療型短期入所報酬＝36,200円/日
 - ・ 小児入院医療管理料＝52,030円/日
- ※それぞれ各種加算含む

- (2) 医療連携体制加算が拡充されるほか、一般的な障害児通所支援事業に対して、医療的ケア児を評価する基本報酬が創設された。また、重症心身障害児対象の事業所に対しては、看護職員加配加算の要件が緩和された。

これらにより看護職人材の確保や医療的ケア児の受入が改善するか、今後の状況を確認する必要がある。

○本県における在宅の重症心身障害児・者数（令和2年4月1日現在）

重症心身障害者（超重症含む）	1,953人
重症心身障害児（超重症含む）	1,035人

9 DV被害者等支援を行う民間団体への援助・支援体制の確保【新規】



【内閣府、厚生労働省】

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体による民間団体への委託事業及び補助制度を通じて民間団体の財政支援を強化するため、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」のうち、「DV被害者等自立生活援助事業」について、対象拡大及び補助率の拡充を図ること。
- (2) 民間団体の人材不足対策として、地方公共団体が実施する民間団体スタッフ育成のための事業に対し、財政支援措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方公共団体においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、並びに売春防止法に基づき、DV被害者等からの相談対応や一時保護、一時保護後の自立支援等、DV被害者等の支援・保護に取り組んでいるところである。
- ・ 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大によりDVの深刻化が懸念され、相談件数が増加する中、児童虐待対応との連携強化、継続的な自立支援など、地域でDV被害者等の事情に応じ、柔軟な支援を実施している民間シェルター・ステップハウス（以下、民間シェルター等）の役割が非常に重要であり、地方公共団体の被害者支援において、民間シェルター等の運営団体（以下、民間団体）との連携は不可欠となっている。
- ・ しかし、国庫補助事業である「DV被害者等自立生活援助事業」では、民間シェルター等の施設を維持するために必要な経費（建物の賃借料や改修・修繕費用、光熱水費等）が補助の対象となっておらず、財政基盤が弱い民間団体は施設の運営に課題を抱えている。
- ・ 本県においては、民間団体への委託事業や補助金交付により財政支援を行っているが、安定的かつ十分な支援を継続するには国庫補助事業による補助対象の拡大と補助率の拡充が不可欠である。
- ・ また、民間団体の多くは、スタッフの高齢化や人材不足の課題も抱えており、今後の民間団体を支えていく人材の育成が急務となっている。
- ・ 本県では、民間団体スタッフ育成のための事業を実施しているが、より効果的な事業を継続的に実施していくためには、国による財政支援措置が必要である。

